



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	戦前の日本の児童虐待に関する研究と論点
Author(s)	吉見, 香
Citation	教育福祉研究, 18, 53-64
Issue Date	2012-12-20
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/51129
Type	departmental bulletin paper
File Information	Yoshimi.pdf



戦前の日本の児童虐待に関する研究と論点

吉 見 香

1. はじめに

2000年に日本で「児童虐待防止等に関する法律」が制定され、児童虐待に対する世間の関心は非常に高くなってきている。児童虐待を扱う機関としての児童相談所の認知度も高くなり、一般市民の児童虐待通報も年々増加している。しかし、マスコミ報道での児童虐待ニュースは頻繁に報道され、不幸にも命を落としてしまう子供達がなくなることはない。

児童虐待は、最近になって急に浮上してきた社会現象のような印象を受けるが、実はそうではなく、1970年代のコインロッカーベイビー事件を契機に、1970～1980年代には身勝手な親が子供を虐待すると、様々な分野の人より児童虐待に関する論文が出されている。子どもの虹情報研修センターの研究報告をまとめた保坂亨編(2007)『日本の子ども虐待 戦後日本社会の「子どもの危機的状況」に関する心理社会的分析』では、戦後の日本における児童虐待に関する文献研究をおこなっており、戦後の児童虐待に関する研究はほぼすべて網羅されている。しかし、その文献研究の中には、戦前の児童虐待に関する研究論文等は含まれていない。

日本で最初に児童虐待防止法が施行されたのは、1933(昭和8)年であり、当然のことながら、当時も児童虐待の事実があったからこそ、法律が制定されたのである。当時の児童虐待防止法は、児童の禁止制限業務に関する記載が多く、貧困による児童労働の禁止を目的に作られた法律という印象を受けるが、吉田久一(1984)「日本貧困史」で紹介されている三田谷啓の児童虐待に関する新聞報道調査では、親から子への虐待の事例を多数

紹介しており、当時の児童虐待の実態について、文献や論文を調べて見る必要性を感じた。さらに、現在「児童虐待」と名の付く文献、論文は多数存在するが、戦前までさかのぼって児童虐待の実態を紹介している文献、論文はあまりない。

片岡優子(2011)が明治から大正にかけて業績のある原胤昭の生涯を詳細に紹介しており、そのなかで原の活動に対し、「日本における被虐待児保護の先駆的取組として言及されることが少くない」と述べ、原の功績のひとつである児童虐待防止事業について紹介している。そこから当時の親から子への児童虐待の実態について知ることができる。また、岩間(1998)は、戦前の児童虐待について、「家庭内の養育者による虐待と児童労働酷使の両者を含んでいた」と述べ、「しかし、この両者が分類、整理されることはなく、表面に現われやすくまた量的にも多かった児童労働酷使の問題が児童虐待問題の中で次第に大きなウェートを占めるようになる」と分析し、その一方で「家庭内の不適切な養育が児童虐待として範疇化され、それに対する実践活動が行われ、この問題に対する認識が広がり、親権の解釈や子どもの権利の問題までもを含む諸問題について活発な議論が行われていたという事実」を紹介している。田中(2008)も、戦前の児童虐待について論じているが、田中は実態紹介というよりは、時代背景と照らし合わせて、戦前の児童保護、母性保護政策がどのように変遷していったかということに焦点をあてている。

本研究では、戦前の児童虐待について、現在入手できる文献、資料を参考に、実態について把握するとともに、それが戦前の児童虐待防止法施行によりどのような効果をなしたのかを中心に検

討してみたい。

片岡が引用している原の論文が収録されている中央慈善協会発行の雑誌「慈善」は、当時の社会事業家達によって書かれた、現在の全国社会福祉協議会発行「月刊福祉」の前身であり、また、「慈善」の後に出版された社会事業協会発行の雑誌「社会事業」とともに、2000年に中央図書センターより復刻版が出版されているので、全号閲覧することが可能である。復刻版の雑誌「慈善」及び「社会事業」のなかから、戦前の児童虐待の実態に関する論文を集めて検討をしてみた。また、明治大正、昭和前期に公刊された雑誌記事を中心に、家族関連のものを選び出し資料集とした老川寛監修「家族研究論文資料集成」（クレス出版）第26巻家族の問題（1）及び（2）に収録されている児童虐待に関する論文も参考とした。

2. 児童虐待防止法制定以前

（1）監獄教誨師から見た児童虐待

日本で初めて「児童虐待」を取り上げたのは、監獄教誨師として免囚保護事業をおこなっていた原胤昭であると言われている（片岡 2011）。原は、監獄教誨師として犯罪人の話を聞いているうちに、犯罪人のなかには幼少期に虐待を受けた経験のあるものが多数いることに気づき、「犯罪の卵子、犯罪人の子種である被虐待児を救護し加害を防止する事業を必要と認める。」と述べ、新聞の記事で児童虐待の事件を発見しては、実際にそこに赴き、虐待されている子どもを自ら保護し養育したのである（原 1909）。原は、雑誌『慈善』第1編第2号（1909）で「児童虐待防止事業」と題した論文を発表し、その中で「虐待された児童は、不幸にして死ぬ。幸いに死なぬ所で不具廃疾となる、片輪者にならぬ所で確かに根性曲りにはなる、此の根性曲りが九歳十歳と成長して獨り立ちの出来る者になると、虐待を避けて家を飛出し浮浪生涯に陥り、浮浪児窃盗児即ち悪種の不良少年となり之より進んで盗業者となる、由来此の根性曲りと云ふのが、彼の犯罪性情であって強窃盗放火殺人と云ふ大罪を犯すものであります」と述べてい

る。そして、原がこの事業に着手しはじめた動機となる事例についても述べている。それは、里子に出した生後40日の子供を里扶持が送れないという理由で5歳の時に送り返され、5年間疎遠だったために両親に馴染まず、両親は減食して一日一食のみにしてしまった男児の事例である。児は餓えから泣き声を上げるのに対し、父は焼き火箸で両手を焼き火傷を負わせ、昼間は近所の人の手前を憚り、一歩も戸外に出さず、暇に任せて折檻をおこなっていた。夫の留守中に、この児は大便を漏らしたとして、妻は両手を縛ってモグサを積み上げ火をつけた。虐待が極度に達し、近隣の大評判となって巡査の耳に入り、原が訪問することになった。両親は「もう五つになるのに、大便を教えないというのは、病気でしょうか、性分でしょうか、大小便の垂れ流しですから困るのです。この悪癖を矯正しようと思つては、いろいろと呪詛をしたり、人様が灸点がよいといえは灸、ここに据え、かしこに据えて試みましたが、あまりですから、つひ終いには撲ちたたきもいたしました」と最もらしく言うので、原が「それはともかくも、かやうに警察署の審問を受けるやうになってみれば無論後悔されたに違いないが、かうなると、子供の方にも、反抗もあり、互いに感情の衝突もあらうから、昨日の今日と、さう俄かに温かに待遇することもできますまいから、しばらく私に預けておかないか。双方感情のやはらぐまで預からう」と言い、この児を預かることになった。これが、原が児童虐待事業に携わるきっかけとなった事例である。

原が虐待児童の保護を開始し3ヶ月ほどの間に取扱った事件は21件である（原 1909）。被害事件を知った事由は、新聞記事からの9件が一番多く、被害児の年齢では、既に着手している15件について、4歳の4件が一番多く、次いで6歳の3件、8歳の3件、3歳の2件、10歳、11歳、12歳が各1件となっている。加害者との関係では、継母4件、実父、継父各3件。実母2件、実父母、伯父母、雇主婦各1件となっている。内訳としては、実子6件、継子7件、姪1件、雇女1件となつて

いる。被害の顛末は、殴打 5 件、殴打灸傷 3 件、灸傷 2 件、殴打火傷減食 2 件、殴打火傷水責め 2 件、殴打火傷蚊責め 1 件となっている¹⁾。

原は「事実当たって見ましたのに、適ま虐待惨事ありて近隣者は口々に噂こそすれ自ら立て申告者とはなり得ません、又警察側からは加害の程度進んで犯罪行為とならぬば着手せず、つまり被害児童は極点の苦痛を受けねば救助さるる道なしと云ふ有様なのである」と延べ、匿名の通報を広く世間に理解してもらうよう訴えている。

こうして原は、数々の児童虐待の実態に接するうちに、「大犯罪人を未発に防遏（あつ）するために」児童虐待防止事業の必要性を主張し、自ら児童虐待防止事業を始めたのである。原は、1909（明治 42）年から 1913（大正 6）年までに、71 名の被虐待児童を保護し、孤児院・養育院等に養育を依頼した。そして、「政府当局に対して、一日も早く児童虐待防止法を制定することを望む（原 1926）」と論じている。

原は、犯罪人を育てないために児童虐待防止事業、法の必要性を訴えた。原は明治 42 年から大正 15 年までの間に発見した児童虐待数は 110 件余と報告し、うち保護した者 84 名について統計をまとめている（原 1922）。虐待被害児の年齢は、7 歳の 19 件が最も多く、次いで 5 歳の 10 件、6 歳の 9 件となっている。加害者と児童との関係では、継母が 21 件と最も多く、次いで実父の 13 件、貰親の 13 件となっている。原因としては、生活（妻に別れ育児のために生活に窮したるあまり）が 28 件と最も多く、次いで残忍（加害者の残忍刻薄苦痛を見て快とするが如きもの）15 件、亡失（金を添えて貰い子を為し減食虐待暗に亡失を謀るもの）13 件、継子（世間に所謂継子虐め）12 件と続いている。発見の次第及び通知者の状態としては、原が新聞を見て自ら事件を知ったものが 27 件、匿名通報が 20 件、記名通報が 25 件、官署からの通報が 12 件となっており、近隣からの通報の重要性を原はしきりに訴えている。保護始末としては、収容して保護した者 35 人、収容せず保護した者 48 人、捜査中に所在を暗まされたもの 1 人となっ

ている。収容せず保護した 48 人については、警告監視（実情を確認して警告を与えその後を監視したもの）が 41 人と最も多い。収容保護した 35 名については、成長在郷のものが 35 人と最も多く、不収容保護 48 人についても、待遇改善 23 人、稍改善 16 名となっている。

原は、自ら被虐待児童を救済していくなかで、近隣住民からの通報の大切さを訴え、法律の制定と実施機関の設置を強く主張している。

（2）医師から見た児童虐待

原に続いて、医師であり後に知的障害児の治療院を開設した三田谷啓が、1916（大正 5）年に「児童虐待に就いて」を『救済研究』第 4 巻第 8 号に発表している。三田谷は 1910（明治 43）年から 1915（大正 4）年までの新聞切り抜きより 116 例の児童虐待の実例を紹介しており、三田谷の功績は吉田久一著「日本貧困史」でも紹介されている。吉田は、三田谷の功績のある明治末から大正初期の時代背景について、「非行児・被虐待児と貧困の関係が注目を引き始めた」時期と表している。

三田谷は、新聞切り抜き調査を行うにあたり、「寸秒を争いて報道せらるる新聞記事のことなれば絶対的の正確を望み難き場合もあらむ」と述べた上で、調査目的について「児童虐待の原因及び方法其の他に關する概要を学ばんと企てたるがためなり」と述べている。

三田谷の調査結果によると、116 件のうち、実子虐待 84 件、貰子虐待 18 件、孫虐待 4 件、内縁の妻の子虐待 2 件、先夫の子虐待 2 件、子守による虐待 2 件、先妻の子虐待 1 件、同胞 1 件、不明 2 件となっている。実父母からの虐待は、絞殺、刺殺などが多いが、貰い子殺しは栄養供給を節減し身体に持続性の危害を与えることが多いと述べている。つまり、実父母からの虐待は、身体的虐待が多いが、貰い子殺しはネグレクトが多いということである。貰い子殺しについては、虐待の原因が「養育料のため」というのが圧倒的に多い。また、児童を虐待して次に自ら死亡する者も多いと述べており、55 件がこれに該当している。このなかには、児童と共に心中と思われるもの 14 件、心

中未遂4件が含まれる。児童虐待の原因について、三田谷は「最も多きは生活難(21.0%)なり。之に次いで多きは貰い子殺し(15.1%)とす。又家庭不和(8.4%)及び私通妊娠(分娩)(8.4%)」と述べている。

三田谷は、この調査について「新聞記事によるが故に実際数に比すれば到底其萬一に過ぎず。また新聞の性質上、割合人目を曳かざるが如きものは之を揚げざる傾あり」と、実際の児童虐待数の氷山の一角であることを述べ、さらに棄児数1件しかなかったことについて、「棄児の如きもの太だ少なし。實際上の棄児は決して少なからざるなり」と述べている。

また、三田谷は少女売買についても児童虐待に属すると述べ、これには「児童の父兄又は其の他保護者が少女を売りに金に代ふる」という場合と、「売春の業に従ふ」場合があると述べ、「少女売春は児童虐待の中意義深きものなり」と言いつつも、「予が調査の中には此種の者を発見する能わず」と述べている。

そして、最後に「児童虐待の社会的意義は極めて複雑となるを見るべし。故に社会はあらゆる方面より此問題の解決を試みざるべからず」と締めくくっている。

さらに、三田谷は1917(大正6)年に「児童の虐待に就いて」と題した論文を雑誌『慈善』第8編第3号に発表しており、ここでは先の調査を踏まえた自身の考察を記している。それによると、児童虐待の範囲としては、(一)身体又は精神に不良の影響を及ぼす事項を徒に児童に強い(二)又は此種の事項あるを傍観する場合、と述べている。また、児童虐待の手段としては、身体的方面と精神的方面とがあり、「身体的方面とは児童を死に至らしむ、他飢餓、不眠、外傷、温熱、冷温、中毒等があり、精神的方面とは、虐待者の暴言又は苛酷の言弁をもって児童に莅むことで、これにより児童の精神生活に受ける危害は大きく、児童は鬱々として楽しまず、元氣消沈し食欲ふるわず、全身の發育を害せられる」と述べている。児童虐待の結果として、「個人的方面としては、生命を失

うもの、身体的・精神的危害を受けて生存せるものがあり、社会国家的方面としては、不健全分子を有する人種(民族)改善上問題と、身体と精神とに欠陥があり独立して生活しがたき場合は国家及び社会はこれを扶助しなければならず、国家社会の負担を要することになる」と述べている。そして、児童虐待が発見されれば、適当な処置を行わなければならないが、児童虐待の処置をおこなうためには、まず原因を調査する必要がある、これには虐待者及び被虐待者の心身調査、すなわち被虐待者の精神異常等の有無あるいは、虐待者の酒精濫用、病的性格、教育の誤用などを調査する必要があると、医師らしい見解を述べている。また、社会的原因として虐待者は貧困ではないかも調査すべきであり、結論として、児童虐待防止の目的で救済機関を設けることを訴えている。

三田谷は、児童虐待の種類として、この時期より身体的虐待、心理的虐待、ネグレクト、性的虐待が、その範疇に含まれると述べ、虐待が発見されたときには、然るべきアセスメントをしっかりとおこない、適正な処置を施すべき救済機関の設置が必要と論じている。

(3) 地域社会運動家から見た児童虐待

ついで、大正・昭和期のキリスト教社会運動家、社会改良家であり、戦前日本の労働運動、農民運動、無産政党運動、生活協同組合運動で有名な賀川豊彦が、1919年(大正8)に雑誌『救済研究』第7巻第9・10号にて「児童虐待防止論」を発表している。賀川は、自ら貧民窟に赴き、そこでの生活の様相より児童虐待の実態を報告している。賀川は、児童虐待の実態について気付いた点として、嬰兒虐待、幼年者虐待、幼年者自身が求めて虐待の地位に置かれたるものとに分け、さらに虐待の状況を次のように分類している。

① 嬰兒虐待

(ア) 貰い子殺し、(イ) 子守の嬰兒虐待、(ウ) 母親の嬰兒虐待、(エ) 棄児、孤児の問題

② 幼年者虐待

(ア) 保護者の幼年者虐待、(イ) 放棄されたる街上児の問題、(ウ) 継子問題、(エ) 両親の乱暴

なる虐待を受くる児童の問題、(オ)貧困の為に社会的に虐待されたるもの（このなかには、年齢以上に苦役するもの、健康の悪しきもの、搾汗制度に苦しむもの(家内労働)、労働時間の長き幼年工、境遇退化状態を示す児童がある）、(カ)白痴、低能、不具なるが故に虐待を受るもの、(キ)病気の故に捨てられたるもの、(ク)売れ行く少女の問題

③幼年者自身が求めて虐待の地位に置かれたるもの

(ア) 家出者、(イ) 変質者

そして「児童の社会的不遇に於いて保護せらるべきはずの児童が全く捨てられてあることを思う」と嘆いてる。

さらに、賀川は、「嬰兒虐待の六七割までは、社会に罪があると云ふことが出来ると思ふ」と述べている。昔は、古代ローマから最近の支那、印度においても、嬰兒を殺す奇習があり、日本でも、五十年くらい前までは嬰兒殺しがおこなわれていたらしいことに触れ、これは「人工増殖に対する一種のマルサス的人為的淘汰法である」と述べ、「今日貧民階級に於いて、嬰兒虐待の起こるのは、多くはこれと同一の原因によるのである。即ち貧困が彼等をして自然嬰兒を虐待せしむるに至るのである」と述べている。

そして、この中のもっとも極端なものが貰い子殺しだと述べている。賀川は、「嬰兒虐待も社会経済の逼迫から来るので有って、もしも貰い子殺しをする男女に金融が善ければ、彼等は決して貰い子をすることは無からうと思ふ。」と述べ、貰い子殺しの実態について、「金五圓か六圓欲しさに、貰い子をする。そして、ミルク代が無いので、米の煮き汁を食わせて段々衰弱させて居た」と実例を挙げて、貧民窟では貰い子を周旋するブローカーもあり、初めは三十五圓、四十圓の現金に衣類が一切ついていたのが、三人四人の手を経てうちに、貧民窟に来たときには、もう十圓か五圓の金と衣類の僅かなものしか残っていないという実態を報告している。「之は貧民窟では多くのものが借金、それも高利に困って居る為に現金に飢えて」

おり、「殊に五圓、十圓と固まって居るものは、賭博打つか、娘を女郎に売るか、貰い子でもせねば、泥棒をせざる限り手に入らぬもの」なので、無理して貰い子をする現実があったようである。しかし、賀川は「貰う人ばかりを責めてもならぬ」と述べ、貰ってもらいたい人についても触れている。それは、多くは私生児だとか、不義の児とかであって、「早く亡くして了解ねばならぬ運命を持っているものなのである」。賀川は、「貰い子殺しの世に現われるのは、どの方面から云ふても、社会経済的原因がその主因をなして居るものであるから、我等は之を徹底的に救済するためには、どうしても、貧民に最低生活の保障を与え、その嬰兒に向かっては社会的の保障を与えねばならぬのである。」と述べ、「社会が避妊法を貧民に公許しない限り、その産む嬰兒に向かっては根本的生命の保障を与える必要があらうと思ふ」と主張している。

さらに、賀川は自らの十年の貧民窟生活の中から児童虐待について実際に見聞した実例を次のように挙げている。

- ①蒲団の足らぬ家庭の惨状として、親父が労働のためによく眠らなければならず、子供を蒲団から蹴り出すため、子供は朝の四時頃から大声で泣き出す。貧民窟の子供の多くは、冬の間は衣服を脱げば寒くて眠れないため、昼夜を通じて決して衣服を脱ぐことはない。
- ②酒呑みの家庭の子供は、酒のために布団と食物がないので子供は泣き通しでいるが、子供は親父のそばを離れず、床板のないときは蓆（むしろ）の上や唐米の袋の中に入って寝ている。
- ③博徒の家庭に育つ子供は、小さいときから質屋の門を出入りし、博徒の立番をさせられる。
- ④多産の家庭の子供は、放任のためかっぱらいの不良少年となるが、その子が病気になり母を呼びに行ったところ、「ほっといておくんなはれ」と言われた。
- ⑤工場法の産んだ児童虐待は、工場法ができ6～7才の子供はマッチ工場へ行かなくてよくなったが、学校にも行かず食物を求めてかっぱらいをするようになる。

⑥売られていく娘等については、貧民窟ではこの種類のことは殆ど凡ての娘の子に就いて聞くことであり、貧民窟の小娘に生まれてきた悲劇である。日本に於いては社会改良の性欲的方面をそう大事に思わないから、そのまま放ってあるが、その方面の児童虐待防止の方法をとらなければならない。

⑦変質児童の虐待として、障害を持つ子供は親に捨てられ乞食ようになる。また親が無知のため、知的障害の子供に対し理解がなく、本気になって叱りつける、殴りつける。

⑧病児に対する虐待については、病気の子供に親がついていると自分も食べられなくなるから子供を捨てておく。子供が病気でも母は仕事に出かけなければならないので、兄弟の子供が病児の面倒を見る。酒飲みの家庭だと子供に薬を買わずに自分が酒を飲んでしまう。

⑨児童心理の無理解よりおこる虐待は、子供を扱うのにまるで大人に向かってするような無理な要求をする。たとえば寝小便に対して殴る、蹴る、捻るなどがある。

賀川は、貧困救済に対する社会運動家としての視点に立って、貧困地域における児童虐待の実情を報告することにより、貧困状態にあることが、捨て子や貰い子などの児童虐待や、子供に対する適切な養育を阻む児童虐待を助長することにつながっていると主張している。

(4) 小括

以上見てきたように、この時代の児童虐待については、監獄教誨師である原は、虐待が子供に及ぼす影響という観点から、将来の犯罪人を作らないために、児童虐待を受けている児童の保護を強く求め、医師である三田谷は、虐待の種類を整理し、虐待者もしくは被虐待児の状況を適切にアセスメントする必要性を主張し、社会運動家である賀川は、環境要因としての貧困と児童虐待の関係を力説したのである。各々職業は違うが、様々な領域から児童虐待の実態を報告し、これを防止する必要性と被虐待児童を保護する必要性が述べられていたのである。

以上の実態報告の結果を経て、具体的に児童虐待防止に関する法律の制定と諸制度制定に尽力したのが、日本を代表する社会事業家として有名な、当時日本女子大学教授であった生江孝之である。生江は、「児童と社会」(1923)の中で、「児童は何事も外界の刺激を受け易く、環境の支配を免れない」と述べ、「児童が不幸にも、其の父母若しくは後見人より日常虐待を受くる如き、悪環境に生長すれば、其の結果は必ず他方面に現われざるを得ない。或は不具廃疾となって、生涯独立の生活を営むことが出来ないか、若しくは不良少年となり、犯罪者と化して、自己の生涯を謬り、社会の安寧秩序を害するに至るか、その何れにしても、多くは自己を謬り、社会を害ふものとなる。故に児童虐待を防止すべきは、単に人道上、その児童のために然るべきのみならず、社会自衛若しくは社会連帯責任の観念よりするも、亦極めて緊切の事である。」と述べ、虐待されている子供がかわいそうだから救うということではなく、国の責任として対処すべき問題であると主張している。

生江は上記論文の中で原胤昭の活動についても紹介している。原は、出獄人保護事業の傍ら、児童虐待防止序業に従事し、一般に対して広告を利用して匿名通報を周知した結果、相当数の通報があり、裁判所や警察と連携して、被虐待児童を保護し、原自ら児童を監督するか、もしくは他の育児事業に依頼して児童を託するなどして実績をあげたのである。あまりにも多数の取扱があり、原が単独で処理しきれなくなり、事実上中止の状態にあることを述べ、独立した児童虐待防止会の設置を生江は訴えている。

また、生江は、諸外国の事情に精通しており、英国と米国の児童虐待防止事業について紹介し、それらをふまえて日本においても法律の制定と同時に注意しなければならないこととして以下の点を挙げている。

①児童を虐待者から離して保護するためには、警察と連絡を保つことが必要である。

②児童虐待者を裁判して、児童を防止会の監督下におくか、他の育児事業に託するかを決めるた

めには、裁判所とも連絡を保つ必要がある。

- ③警察署、裁判所との連絡とあわせて、府県もしくは自治体との連絡も必要である。
 - ④児童虐待を発見したときに、一般から電話またはその他の方法で通知してもらわなければならないので、防止会の宣伝と一般の協力が必要である。
 - ⑤他の一般社会事業、特に児童保護に関する事業と連絡を保ち、必要に応じて被虐待児童を育児院に託することができるようにしなければならない。
 - ⑥児童虐待の多くは秘密に行われるので、通報があった際には、隣人に尋ねるとか警官と同行してまたは単独でその家庭に赴き事情を聞くなど、精細な調査が必要である。しかし、機敏に活動しないと、時期を失い、事実を隠蔽してしまうおそれもある。
 - ⑦外国においては、巡視員がたえず市内を巡回しているところもあるが、日本では戸外での虐待があまりないので、巡視する必要があるかどうかは疑問である。むしろ、通報があった際に事の真相を確かめる事務員をおくほうが適当である。
 - ⑧児童を家庭より分離して保護するためには、児童の一時保護所の設置が必要である。
- 生江の説得力のある具体的な提案を参考にして、1933年（昭和8）に児童虐待防止法が制定されたのである。

3. 昭和8年児童虐待防止制定とその後

（1）児童虐待防止法の内容と特徴

1）虐待の定義について

1933年（昭和8）児童虐待防止法が制定された。それまでの貧困児を対象とした「救護法」、非行少年を対象とした「感化法」「少年法」などの法律と違い、児童虐待防止法は、すべての14歳未満の児童を対象としていることに特徴がある。そのため、「法がその役割を遺憾なく発揮するためには、関係者ばかりでなく、広く社会に「児童虐待防止法」の存在を知らせ、法の精神を伝えることが重要（齋

藤 1995）」であったため、一般向けに法律の解説本が出版されている。それらにより、昭和の児童虐待防止法の内容に触れてみる。

まず、日本検察学会編「児童虐待防止法解説」（1933）であるが、これは帝国議会における政府委員の答弁を編集する手法を用い、議員と政府院のやりとりを通して、法の特徴を解説している。児童虐待防止法では、第一条と第二条にその対象年齢と処分内容が記されている。

「児童虐待防止法」

第一条 本法ニ於テ児童ト称スルハ十四歳未満ノ者ヲ謂フ

第二条 児童ヲ保護スベキ責任アル者児童ヲ虐待シ又著シク其ノ監護ヲ怠リ因テ刑罰法令ニ触レ又ハ触ルル虞アル場合ニ於テハ地方長官ハ左ノ処分ヲ為スコトヲ得

一 児童ヲ保護スベキ責任アル者ニ対シ訓戒ヲ加フルコト

二 児童ヲ保護スベキ責任アル者ニ対シ条件ヲ附シテ児童ノ監護ヲ為サシムルコト

三 児童ヲ保護スベキ責任アル者ヨリ児童ヲ引取り之ヲ其ノ親族其ノ他ノ私人ノ家庭又ハ適当ナル施設ニ委託スルコト

前項第三号ノ規定ニ依ル処分ヲ為スベキ場合ニ於テ児童ヲ保護スベキ責任アル者親権者又ハ後見人ニ非ザルトキハ地方長官ハ児童ヲ親権者又ハ後見人ニ引渡スベシ但シ親権者又ハ後見人ニ引渡スコト能ハザルトキ又ハ地方長官ニ於テ児童保護ノ為適当ナラズト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

本法律で言う虐待の定義については、第二条で「刑罰法令に触れ又は触れる虞のある場合」について述べ、「たとえば暴行、監禁、遺棄、傷害のような刑罰で禁止している規定に触れるような程度の場合に、本法の虐待として取扱う」と解説している。また、本法の目的は、虐待をしている者を処置する法律ではなく、受ける者を保護するためのものであり、「例えば、暴行を致したとか、或い

は傷害をする、或いは監禁をする、或いは姦淫を強いるというような程度に至ると云う時になって、初めて保護責任ある者の手から引き取ることが、法を適用していく所の順序としては適当であるという考えから、これを規定した」と説明している。また、芸者、娼妓などについては、姦淫、猥褻に互るようなこともおこるということで、本法に含まれると説明している。

また、本法では第七条に児童の禁止業務についてつぎのように規定している。

第七条 地方長官ハ輕業曲馬又ハ戸々ニ就キ若ハ道路ニ於テ行フ諸芸ノ演出若ハ物品ノ販売其ノ他ノ業務及行為ニシテ児童ノ虐待ニ涉リ又ハ之ヲ誘発スル虞アルモノニ付必要アリト認ムルトキハ児童ヲ用フルコトヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得
前項ノ業務及行為ノ種類ハ主務大臣之ヲ定ム

さらに、主務大臣が定める業務及び行為については、「児童虐待防止法第七条二依ル業務及行為ノ種類指定ノ件」として、次のように定めている。

児童虐待防止法第七条二依ル業務及行為ノ種類指定ノ件左ノ通定ム

児童虐待防止法第七条第二項ノ規定ニ依リ児童ヲ用フルコトヲ禁止シ又ハ制限シ得ル業務及行為ノ種類ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 一 不具畸形ヲ観覧ニ供スル行為
- 二 乞食
- 三 輕業、曲馬其ノ他危険ナル業務ニシテ公衆ノ娯楽ヲ目的トスルモノ
- 四 戸々ニ就キ又ハ道路ニ於テ物品ヲ販売スル業務
- 五 戸々ニ就キ又ハ道路ニ於テ歌謡、遊芸其ノ他ノ演技ヲ行フ業務
- 六 芸奴、酌婦、女給其ノ他酒間ノ斡旋ヲ為ス業務

第七条については、刑罰に触れる行為ではない

が、禁止業務であるから、虐待の範疇に入ると説明している。

同時期に出された藤野恵「児童虐待防止法解説」(1933)では、諸外国の制度も概観しながら、法についてわかりやすく解説している。藤野は、内務省社会局保護課長であり、法の制定に直接関わった人物である。

藤野は、児童の権利に関するジュネーブ宣言を引用しながら、「児童を単なる親の所有物乃至従属物視する過去の観念より児童の社会人たるべき可能性としての独立性と重要性に目覚めた近代的児童観」を述べ、「児童は社会的弱者として社会の保護を受くべき権利を有する」としている。そして、日々の新聞紙などで散見する児童虐待の現状について、「社会の表面からは兎角看逃され易い、しかも児童の心身の正常なる発達を阻害する幾多の事実の存することも忘れてはならぬ。例えば、深夜の辻占売、獅子舞その他の門付、幼年にして芸奴酌婦等の業務に従う者等これである。凡そこれらの虐待酷使が、次代国民としての児童それ自身の健康性能等の発達を妨ぐることは謂うまでもないが、更にそれが社会文化の進展向上を画する上に一大障害となるものである」と述べている。

さらに、本法の適用については、「児童保護責任者が虐待又は監護の懈怠という行為を為したる場合に限られる」と述べ、親権者、後見人、同居人、雇主等、社会通念上児童を保護すべき責任ある者すべてが含まれるとしている。そして、保護責任者の行為には、積極的方面と消極的方面とがあり、前者は虐待であり、後者は監護の懈怠であると述べている。何を虐待というかは、社会通念によって定めるしかないが、行為の性質、児童の心身発達の程度並びに状況、保護責任者の地位等を斟酌して、児童に対し危害又は苦痛を与えるものかどうかによって判定するべきであるとしている。また、監護の懈怠については、児童の心身の安全を保持するために必要な保護監督を行わないことであると述べ、「監護の懈怠が軽微な場合はその害悪は大きくないが、著しい懈怠がある場合は、児童は危険の前に曝され積極的迫害（虐待）があると

きと何等異なることない結果を将来する」ので、虐待と並んで監護の懈怠も法の適用要件となると述べている。

藤野は、法第二条の規定は、該当する事実についての保護処分であり、虐待の事後救済であるため、事前の予防のための方法がなければ本法制定の趣旨は貫徹できないと述べ、そのために法第七条の禁止又は制限事項が規定されていると述べている。

2) 児童虐待防止法と親権との関係

上記二冊のやや専門的な論文と時期を同一にして、一般大衆向けにわかりやすく書かれた雑誌として『児童を護る』(1933)がある。これは、同年に発足した児童擁護協会が出した雑誌で、会長である法学者の穂積重遠を始め数名の学識者の論文と、内務省社会局の「被虐待児童数並びに虐待を誘発する惧ある状態にある児童数調」及び「新聞紙上からの児童虐待の事実」が掲載されている。児童擁護協会は、法成立の直後に「児童虐待防止事業の普及発達を図り併せて被虐待児の保護を目的として」組織された民間保護団体であり、法施行と同時に被虐待児童の収容施設「子供の家学園」を開設し、児童の委託家庭の募集をおこなうなど児童の委託収容先を準備した(齋藤 1995)。

穂積重遠は、児童虐待防止法の制定を遅れさせた一つの理由に、「親権を害しはしないか、親の権利を無視する点はどうであろうか」という議論が

あったことを述べている。穂積は、親権について、子は親の所有物だから、煮て喰おうと焼いて喰おうと親の勝手だというような意味ではないと述べ、子どもは生まれたばかりの小さな赤ん坊でも一人の立派な人格、一つの社会人であると主張し、人格を尊重するという考えに、親が考えを改めなければ児童虐待防止法は必要ないということにはなかなかならないだろうと論じている。そして、親権は権利である一方、親の国家社会人類に対する義務でもあり、親権の行使を怠らない義務と親権を濫用しない義務があると述べている。それゆえ、親が親権を濫用したり放棄して行わないということになれば、国家は干渉せざるをえないと主張し、児童虐待防止法と親権との関係について論じている。

(2) 児童虐待防止法制定時の児童虐待の実態

法の制定と同時期に出版された雑誌『児童を護る』(1933)には、当時の児童虐待の実態が統計として記載されている。それによると、内務省社会局調査による被虐待児童数は、以下のようになっている(表1)。

さらに、虐待を誘発するおそれのある状態にある児童数を以下のように挙げている(表2)。

上記より、内務省社会局の調査では、被虐待児童 811 人、虐待を誘発する惧れある状態にある児童 11,926 人と発表している。危険業務または禁止業務に従事する児童を虐待もしくは虐待のおそれ

表1 被虐待児童数

傷害遺棄その他の方法により虐待されたもの (昭和5年中に検察局へ送られた事実)	親権者又は後見人による虐待	51 人	128 人
	その他の保護責任者による虐待	77 人	
危険なる諸芸に従事するもの (昭和5年8月1日より10日までの調査)	曲馬	64 人	203 人
	軽業	122 人	
	曲芸	5 人	
	奇術	12 人	
公衆の観覧に供せられているもの (昭和6年8月1日より10日までの調査)	不具	6 人	15 人
	奇形	9 人	
乞食をなすもの (昭和6年8月1日の調査)	実子(継子を含む)	395 人	465 人
	貰子(養子を含む)	33 人	
	借り子	37 人	

(※ 表は内務省社会局調査をもとに筆者が作成)

表2 虐待を誘発するおそれのある状態にある児童数

芸奴その他それに類似の業態にあるもの (昭和6年8月1日の調査)	芸奴(舞妓を含む)	3,718人	4,858人
	酌婦	130人	
	女給	457人	
	俳優	99人	
	遊芸稼	454人	
街上に於いて商売を営まされているもの (昭和6年8月1日現在調)	花売	480人	1,828人
	新聞売	590人	
	納豆売	255人	
	豆腐売	63人	
	辻占菓子売	125人	
	その他	315人	
報酬を以てする養育関係にあるもの (昭和6年8月1日現在調)	公務自由業	263人	5,240人
	農業	1,854人	
	商業	532人	
	職工	1,111人	
	芸奴置屋待合飲食店等	516人	
	興業稼業	37人	
	その他	927人	

(※ 表は内務省社会局調査をもとに筆者が作成)

ありと判断し、相当数計上している点に特徴がある。

雑誌『児童を護る』には、「著しき児童虐待の事実」と題して、昭和4年7月から昭和7年6月までの新聞紙上に報じられた児童虐待の実態の統計数も掲載されている。それによると、3年間の児童虐待件数は350件で、児童数は男222人、女412人、不明42人の計676人となっている。家族形態では、父母家庭176人、母子家庭28人、父子家庭27人、不明178人となっており、虐待者の関係は、実父母が147人、実父53人、実母43人、継父母13人、養父母11人、他人(主として雇用主)316人、不明93人となっている。虐待動機は、生活難57件、精神異常17件、家庭不和16件、子どもの処置に窮し14件、継子13件、痴情関係13件、命令に従わぬ9件、母の家出8件、手足纏い7件、養育金欲しさ7件、手癖悪しき7件、稼ぎ高少なし6件、等となっている。虐待手段は、殴打、絞殺、火傷、水中に投げ込む、手足を縛り柱に縛り付け逆に吊るすなどの身体的虐待が68件、置き去り、捨て子、食事を与えぬ、監禁などのネグレク

トが182件、叱責、脅迫してスリを働かすなどの心理的虐待が8件、主人に弄ばれる、売り飛ばすなどの性的虐待が5件、行商又は三味線片手に軒から軒へと稼がせる、誘拐、酷使などのどれにも属さない虐待が87件となっている。被虐待児の年齢は、不明の247人を除くと、1歳の57人が最も多く、次いで14歳の37人、2歳と5歳の36人、4歳と11歳の29人、8歳の28人、6歳の27人、7歳の26人と続いている。

新聞報道からの調査では、置き去り85件、捨て子67件が最も多い虐待実態としてあげられているが、虐待者の数では父母より雇用主のほうが多くなっており、児童労働、危険業務に従事する児童の虐待件数が多く報告されていたと推測される。

(3) 児童虐待防止法施行後の論文

昭和8年に児童虐待防止法が施行された後の児童虐待に関する論文は少なく、実態調査に基づくものはほとんどない。法律ができたことで児童虐待の件数が減ったからなのか、その後戦時体制に入っていく児童虐待は忘れられていったからなの

かは定かではないが、法の運用後の実態については、厚生省社会局児童課初代課長である伊藤清が書いた「児童保護事業」（1939）のなかに、昭和12年度の法律施行実績があげられているのみである。

それによると、法第二条により収容委託処分を受けた児童は59人であり、年齢は1歳以上6歳未満が9人、6歳以上14歳未満が50人などであった。それに対し、法第七条の規定による禁止制限に対する違反件数は、起訴、不起訴含め452件にもぼっている。そして、収容委託処分を受けた児童にかかる虐待の内容については、全く触れていないにもかかわらず、禁止制限の業務及び行為については、種類別に件数を報告しており、それによると、乞食3件、物品販売業務399件、歌謡遊芸の演技を行うもの10件、芸奴・酌婦・女給その他酒間の斡旋を為す業務12件であり、不具・畸形を観覧に供するもの、軽業曲馬等の危険なる業務に児童を使用するものは1件もなく、「この点は漸次法の趣旨が一般に理解されつつある証左と見ることが出来よう」と述べている。

（4）小活

児童虐待に対する世論の認識と、社会事業家らによる法律の制定の要望を受け、1933年に児童虐待防止法は成立し、児童の保護機関も設置された。法律の解釈について、児童虐待とは、ただ単に児童の身体を傷つけることだけが虐待ではなく、場合によっては国家が親権を越えて介入することができるということも議論されたにもかかわらず、法の運用後の報告書では、親から子への虐待実態が明らかにされておらず、禁止業務に関する違反件数だけが実態を含め詳細に発表されている。これは、法の施行前の1931年（昭和6）に内務省がおこなった虐待児童数調査に基づいているからと思われる。この内務省の調査では、被虐待児及び虐待の誘発するおそれある児童数について、禁止制限業務についている児童のほうが、傷害遺棄により虐待された児童より、圧倒的に多いことを示し、これを改善することが児童虐待防止法の目的であるというような印象を与える発表をしてい

る。ここに民間の社会事業家達が危惧した児童虐待の内容と、国が考える児童虐待の内容とのギャップがうかがわれる。

4. おわりに

明治から昭和初期の戦前期の児童虐待については、一般に貧困による児童労働、児童酷使が中心であると思われるが、文献を調べていくと、法の制定前後の内務省の発表資料は児童の禁止制限業務に関する数字を多数あげているが、親からの虐待についての実態報告も、実は法の制定以前に様々な分野の社会事業家などから報告されている。その実態報告内容は多岐にわたっており、社会背景が現代とはかなり違うにも関わらず、現代の児童虐待の分類と同じ視点、すなわち身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待という視点で捉えており、また児童虐待の子どもに与える影響として、将来の犯罪人になるおそれがあると多数の人が論じている。親権が強力であったと思われる当時においても、児童虐待に対する国家の介入と親権の問題について、子どもの人権のためには、国は親権を越えて介入することができるという考え方があったことは画期的なことである。また、当時流行っていた貰い子殺しについても、養育料目当ての詐欺行為という犯罪的視点ではなく、子どもの監護の懈怠（ネグレクト）という子どもの視点にたっている点が興味深い。当時の民間の社会事業家達が指摘している児童虐待の課題は、以上のような理由で、今日的な課題と似ていることが理解できる。

その後、児童虐待防止法は、1947（昭和22）年制定の児童福祉法に含まれて姿を消してしまい、「児童虐待」という言葉は法律から消えてしまった。しかし、児童虐待の事実は消滅することではなく、戦後も新聞報道等で話題にはなるものの、国が積極的に児童虐待問題に取り組むようになったのは、2000年の「児童虐待防止等に関する法律」が制定されてからである。明治期から指摘されていたにもかかわらず、2000年になって、ようやく国も親から子への児童虐待の重大さに気付き、防

止対策に本腰を入れ始めた状況である。

戦前から現代に至るまで、社会的背景は大きく変わったが、児童虐待の事実は変わらず存在し続けている。新しい法律が制定されても、虐待により命を落としてしまったり、家庭より分離されてしまう子どもは後を絶たない。戦前より指摘されていた虐待の定義や、家族へのアセスメント、家庭への行政の介入などの課題が、現代においても解決されていないのだとすると、問題の本質はどこにあるのか、しっかりと検討していくことが求められるであろう。

注

1) 1909年から1913年までに原が関わった児童虐待の被害児年齢、加害者との関係、被害の状況等の統計は、「児童虐待防止事業」(1909) 慈善に収録されている。

文献

池田由子 (1987) 『児童虐待』 中公新書

伊藤清 (1939) 「児童保護事業」『社会事業叢書第六巻』

岩間麻子 (1998) 「明治・大正期における児童虐待とその背景」『社会福祉学』39 (1)

賀川豊彦 (1919) 「児童虐待防止論」『救済研究』7 (9・

10)

片岡優子 (2011) 『原胤昭の研究』関西学院大学出版会
齋藤薫 (1995) 「日本検察学会編『児童虐待防止法解説』

藤野恵『児童虐待防止法解説』下村宏他『児童を護る』解説」『日本〈子どもの権利〉叢書8』

田中麻衣 (2008) 「日本における児童虐待に関する社会的対応の変遷～明治時代・大正時代～」『社会福祉』49

三田谷啓 (1916) 「児童虐待に就いて」『救済研究』4 (8)

三田谷啓 (1917) 「児童虐待に就いて」『慈善』8 (3)

生江孝之 (1923) 『児童と社会』児童保護研究会

保坂亨編 (2007) 『日本の子ども虐待 戦後日本社会の「子どもの危機的状況」に関する心理社会的分析』福村出版

穂積重遠 (1933) 「親権の尊重と制限」『児童を護る』

原胤昭 (1909) 「児童虐待防止事業」『慈善』1 (2)

原胤昭 (1922) 「児童虐待防止事業最初の試み」『社会事業』6 (5)

原胤昭 (1926) 「被虐待児童の保護に就て」『社会事業』9 (12)

吉田久一 (1984) 『日本貧困史』川島書店

(北海道大学大学院教育学院・修士課程)